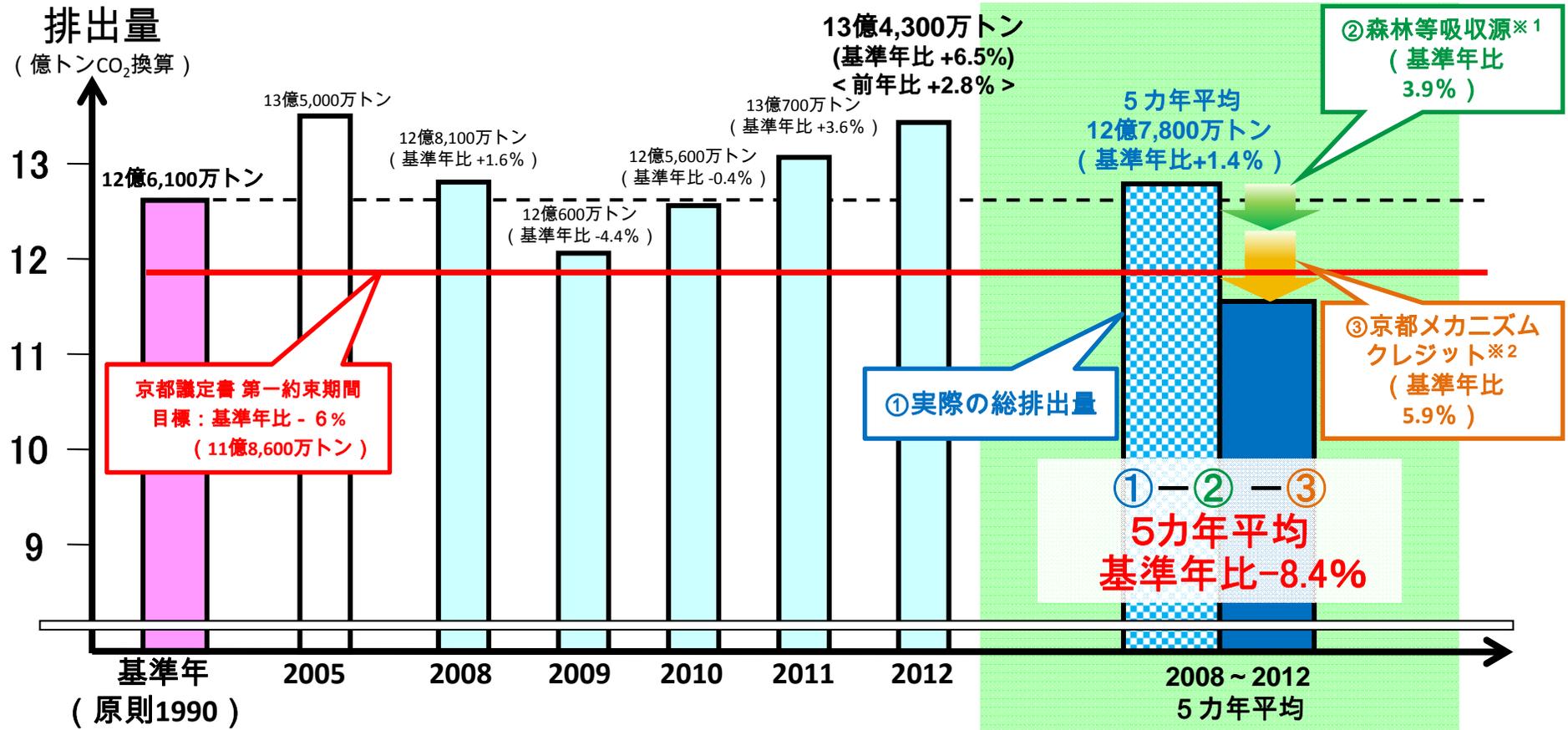


最近の地球温暖化対策の 状況について

平成26年5月

我が国の温室効果ガス排出量と京都議定書の達成状況

- 2012年度の我が国の総排出量（確定値）は、**13億4,300万トン**（基準年比+6.5%、前年度比+2.8%）
- **総排出量に森林等吸収源※¹及び京都メカニズムクレジット※²を加味すると、5カ年平均で基準年比-8.4%※³となり、京都議定書の目標(基準年比-6%)を達成**



※1 森林等吸収源：目標達成に向けて算入可能な森林等吸収源(森林吸収源対策及び都市緑化等)による吸収量。森林吸収源対策による吸収量については、5カ年の森林吸収量が我が国に設定されている算入上限値(5カ年で2億3,830万トン)を上回ったため、算入上限値の年平均値。

※2 京都メカニズムクレジット：政府取得 平成25年度末時点での京都メカニズムクレジット取得事業によるクレジットの総取得量(9,749.3万トン)
民間取得 電気事業連合会のクレジット量(「電気事業における環境行動計画(2013年度版)」より)

※3 最終的な排出量・吸収量は、2014年度に実施される国連気候変動枠組条約及び京都議定書下での審査の結果を踏まえ確定する。
また、京都メカニズムクレジットも、第一約束期間の調整期間終了後に確定する(2015年後半以降の見通し)。

我が国の新たな2020年削減目標について

- カンクン合意履行のため、また、COP19までに25%削減目標をゼロベースで見直すとの総理指示を踏まえ、新たな2020年削減目標を、**2005年度比3.8%減**とする。
- 新目標は、**原子力発電の活用の在り方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、**原発による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標。****
- 今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定。

【新目標の考え方】

新目標は、現政権が掲げる経済成長を遂げつつも、

- (1) 最終エネルギー消費を2005年度実績から更に4,400万kL削減し、世界最高水準の**エネルギー効率を更に20%改善**
- (2) **再エネ導入**を含めた電力の排出原単位の改善
- (3) 改正フロン法に基づく**フロン対策の強化**
- (4) **二国間クレジット制度**の活用
- (5) **森林吸収源**の活用

などを総合的に進めることにより達成。

【新目標を受けての対応】

国連気候変動枠組条約事務局に、上記の性格を有することを条件として、新目標を2013年11月29日に登録。カンクン合意に基づく**隔年報告書の提出(2013年12月27日)**・**国際レビューにより着実に排出削減を実施。**

(参考)当面の地球温暖化対策に関する方針(一部抜粋)
(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)

I. 平成25年度以降の地球温暖化対策に関する基本的方針

- ・平成25年度以降、国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に基づき、平成32年(2020年)までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととする。
- ・2020年までの削減目標については、本年11月の国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)までに、25%削減目標をゼロベースで見直すこととする。
- ・その実現のための地球温暖化対策計画の策定に向けて、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に、関係審議会において地球温暖化対策計画に位置付ける対策・施策の検討を行う。この検討結果を踏まえて、地球温暖化対策推進本部において地球温暖化対策計画の案を作成し、閣議決定することとする。等

II. 地球温暖化対策計画の検討方針

- ・地球温暖化対策計画に位置付ける対策・施策については、京都議定書目標達成計画の実施及び進捗点検を通じて得られた知見を十分に活用しながら、エネルギー政策の検討状況を考慮しつつ、我が国の経済活性化にも資するものを目指す。
- ・特に、再生可能エネルギーや省エネルギーについては、東日本大震災以降、事業者及び国民による取組が拡大してきたことを踏まえ、これをさらに加速させ、我が国の技術と知恵を活用しながら、低炭素社会の創出にも資するよう、最大限の推進を図るものとする。等

III. 新たな地球温暖化対策計画の策定までの間の取組方針

- ・地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする。等

ACE(エース):「Actions for Cool Earth(美しい星への行動)」 攻めの地球温暖化外交戦略(概要)

理念

- 気候システムの温暖化については、疑う余地がない。(IPCC 第5次評価報告書)
- クールアース50から6年。日本は、「美しい星」実現のため、東日本大震災及び原発事故を乗り越えつつ**技術革新**及び**普及**の先頭に立ち、**国際的なパートナーシップ**を強化し、**国際社会をリード**する。
- 「**2050年世界半減、先進国80%削減**」の目標実現に向け、**今こそ具体的なアクションが必要**。日本は「エース」として、その努力の先頭に立つ。

イノベーション:革新的な技術開発は、この目標実現に不可欠。日本は技術のブレークスルーの先頭に立つ。

- **技術の創造(革新的な技術開発の促進)**
 - ✓ 2020年度までの国地方の基礎的財政収支黒字化を前提としつつ、官民併せ5年で1100億ドルの投資を目指す。
 - ✓ 改訂された環境エネルギー技術革新計画を着実に実行し、これらの技術が世界中で開発・普及されることにより、2050年世界半減に必要な量の約8割の削減が可能。
(CCS(CO2回収・貯留技術), 革新的構造材料, 人工光合成, 途上国ニーズに応える技術開発)
 - ✓ イノベーション加速のため世界の産学官トップによる、いわば「エネルギー・環境技術版ダボス会議」を毎年開催。

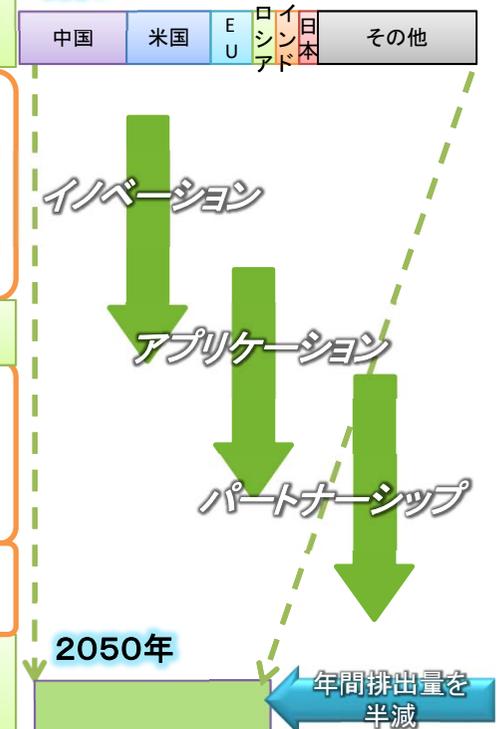
アプリケーション:日本の誇る低炭素技術を展開し、温暖化対策と経済成長を同時実現。

- **技術の普及** → 直ちに確実な排出削減を実現
 - ✓ 3年間で二国間オフセット・クレジット制度(JCM)の署名国倍増を目指し、協議を加速するとともに、JBICやNEXIと連携したJCM特別金融スキーム(JSF)の創設、JICA等の支援プロジェクトと連携しつつ排出削減を行うプロジェクトを支援するための基金の設置等によりプロジェクト形成を支援する。
 - ✓ 技術の国際普及に向けた基盤づくり(例:LEDや遮熱窓等のエネルギー効率性の評価手法を戦略的に国際標準化)
- **世界最先端の温室効果ガス観測の新衛星の2017年度打ち上げを目指す。**
 - ✓ アジアを中心に国別・大都市別の排出量を測定し、削減対策案を提案。対策効果の検証・評価を行う。

パートナーシップ:脆弱国を支援し、日本と途上国のWin-Win関係を構築、技術展開と技術革新の基礎を作る。さらに、気候変動における国際議論に積極的に関与する。

- **官民合わせた途上国支援で2013年からの3年間に計1兆6000億円**(約160億ドル。公的資金は約130億ドルで、先進国に期待される3年計約350億ドルの1/3を日本が担う)
 - ✓ 脆弱国への防災支援の重点化(災害復旧スタンドバイ借款, 優先条件等, 円借款の新制度も活用)。
 - ✓ 公的金融手段を活用し、気候変動分野への民間資金の大幅な増大を促す。
- **国際枠組みの構築に向けた議論を日本がリード**

現状



美しい星(Cool Earth)
の実現に技術で貢献

COP19における我が国の対応

(1) ハイレベルセグメントにおける日本政府ステートメント



11月20日のハイレベルセグメント(閣僚級会合)において、日本政府代表として、

- ① 京都議定書第一約束期間の6%削減目標を達成する見込みであること,
- ② 2020年の削減目標を2005年比3.8%減とすること
- ③ 技術の革新・普及および1兆6千億円(約160億ドル)の支援を含む「Actions for Cool Earth: ACE(エース)」を表明し、各国から一定の評価・理解を得た。

(2) 二国間クレジット制度(JCM)署名国会合開催

11月21日に、二国間クレジット制度(JCM)に署名した8カ国(当時)すべての署名国代表が一堂に会した会合では、各国代表から我が国への謝意とJCMへの大きな期待が表明されるとともに、JCMプロジェクト形成を精力的に推進していくことが確認された。



(3) バイ会談等



- ・石原環境大臣は、会期期間中にポーランド(COP19議長国)、ペルー(COP20議長国)、英国、ニュージーランド等とバイ会談を行い、日本の目標等に関して説明し、理解を求めた。
- ・日本政府として初めてイベントスペースを設置し、国、各種機関・組織、研究者等の取組の紹介や議論を行うイベントが多数開催され、盛況だった。

ポーランド・コロレツ環境大臣とのバイ会談

COP19の概要

経緯

- 1992年に、国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とする「国連気候変動枠組条約」を採択。同条約に基づき、1995年から毎年、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)を開催。
- 1997年に、同条約の下に京都議定書が成立し、先進国の温室効果ガス排出量の削減義務が課された(削減期間は2008～2012年、2013～2020年。日本は2013年以降は参加せず)
- 2010年のカンクン合意の下で、先進国・途上国ともに2020年の目標・行動を示し、取組を進めている。
- **現在は2020年以降の新たな国際枠組みに2015年に合意すべく、交渉が進められている。**

開催概要

- 2013年11月11日(月)～23日(土) 於:ポーランド・ワルシャワ
- 我が国からは、石原環境大臣及び各省関係者が出席。

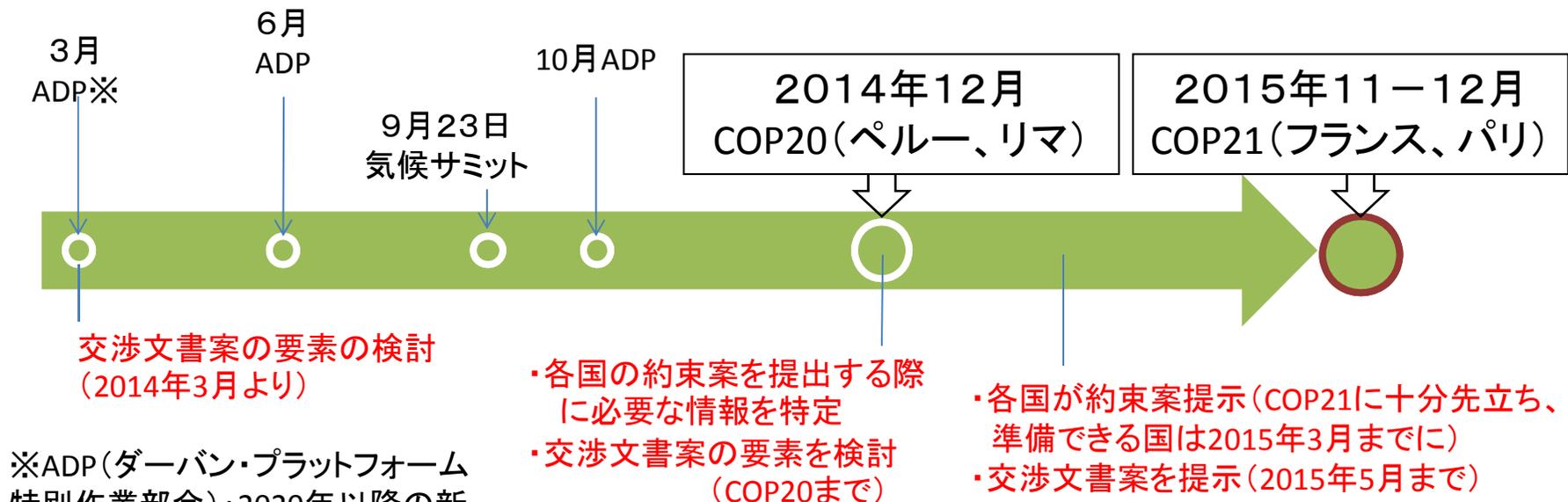
主要な成果

- (1) 締約国会議(COP)は、すべての国に対し、2020年以降の約束について、各国が自主的に決定する約束のための国内準備を開始して、2015年12月のCOP21に十分先立ち(準備ができる国は2015年第1四半期までに)、約束草案を示すことを招請することを決定。また、2014年12月のCOP20までに各国の約束草案を示す際に提供する情報を特定することも合わせて決定。
- (2) 気候変動に脆弱な島嶼国等が従来から主張していた、気候変動の悪影響に関する損失・被害(ロス&ダメージ)について、「ワルシャワ国際メカニズム」を設立することに合意。

COP19での決定事項 (2020年以降の新たな枠組み)

各国が自主的に決定する約束 (contributions) について

- ✓ 全ての国が、COP21に十分先立ち(準備ができる国は2015年第一四半期までに)、約束草案を示すことを招請。
- ✓ 各国が約束草案を示す際に提供する「情報」をCOP20までに特定。



※ADP(ダーバン・プラットフォーム特別作業部会):2020年以降の新たな枠組み等について議論する場

隔年報告書と国別報告書の構成

- 我が国を含む先進国は、国連気候変動枠組条約の下でのカンクン合意及びダーバン決定に基づき、2014（平成26）年1月1日までに、第1回隔年報告書（BR1）を同条約事務局に提出する必要。また、同条約に基づき、第6回国別報告書（NC6）も同時提出。
- 今回は、昨年11月に条約事務局に登録した2020年度の温室効果ガス削減目標（2005年度比3.8%減）に対応したBR1及びNC6を提出。

隔年報告書（BR）	国別報告書（NC）
—	1章 温室効果ガスの排出と吸収に関する国内の状況
1章 温室効果ガス排出とトレンドの情報	2章 温室効果ガスの排出と吸収の目録
2章 定量化された経済規模の排出削減目標	—
3章 定量化された経済規模の排出削減目標の達成状況と関連情報	3章 政策・措置
4章 将来予測	4章 将来見通し及び政策・措置による効果
—	5章 脆弱性の評価、気候変動による影響及び適応措置
5章 途上締約国への資金・技術・能力開発支援の提供	6章 資金源及び技術移転
—	7章 研究及び組織的観測
—	8章 教育、訓練及び普及啓発

※BRとNCで報告事項が重複する章（上表の同一行）は、原則同じ内容を報告

隔年報告書1章(国別報告書2章)・2章

<1章のポイント>

- 温室効果ガス排出量について、ガス種別、分野別の動向を記載。

<2章のポイント>

- 我が国の新たな2020年度削減目標である、2005年度比3.8%減を記載。

1章(温室効果ガス排出とトレンドの情報)

- 2011年度の温室効果ガスの総排出量(確定値)は13億800万トン(CO₂換算)で、京都議定書の基準年比3.7%増※
- 温室効果ガス種別(CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆)の排出及び吸収の状況を記載
- 分野別(エネルギー、工業プロセス、溶剤等の使用、農業、土地利用・土地利用変化及び林業、廃棄物)の排出及び吸収の状況を記載
- インベントリ作成に関わる各主体の役割・責任、インベントリ作成プロセスについて記載

2章(定量化された経済規模の排出削減目標)

- 我が国の2020年度目標は、2005年度総排出量比で3.8%減とすること
- この目標は原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策が検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であること
- 今後、エネルギー政策の検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定すること
- 森林吸収源については、基準年総排出量比約2.8%以上の確保を目標とすること

※ 2012年度の温室効果ガス総排出量(確定値)の算定により、2011年度の温室効果ガス総排出量は13億700万トン(CO₂換算)で、京都議定書の基準年比3.6%増に更新している。

隔年報告書3章(国別報告書3章)

<3章のポイント>

- 削減目標に対する温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策をガス種別・部門別に記載。

エネルギー起源CO2

<産業部門>

- 低炭素社会実行計画に基づく自主的取組の推進
- 省エネ性能の高い設備・機器の導入促進 など

<業務部門>

- 設備・機器の低炭素化
- 住宅・建築物の省エネ性能の向上(新築義務化)
- スマートコミュニティの拡大 など

<家庭部門>

- 住宅・建築物の省エネ性能の向上(新築義務化)
- 家庭用燃料電池の普及促進(2020年140万台)
- ライフスタイル変革の促進 など

<運輸部門>

- 環境負荷の少ない自動車の普及・使用の促進(2030年新車販売5割から7割)
- 自動車交通流対策
- 公共交通機関の利用促進、モーダルシフト など

<エネルギー転換部門>

- 再生可能エネルギーの導入拡大
- 火力発電所の高効率化(LNG発電効率57%) など

非エネルギー起源CO2

- 混合セメントの生産割合・利用の拡大 など

メタン・一酸化二窒素

- 廃棄物の排出抑制や再生利用の推進
- 下水処理場における燃焼の高度化 など

代替フロン等4ガス

- ノンフロン・低GWP冷媒への転換、管理強化 など

吸収源

- 継続的な森林管理の推進、農地土壌の炭素貯留 など

横断的施策

- 温室効果ガス算定・報告・公表制度
- 税制・金融のグリーン化
- J-クレジット制度の推進、国民運動の展開 など

隔年報告書4章(国別報告書4章)・5章(国別報告書6章)

<4章のポイント>

- 2020年度におけるガス種別・部門別の排出量の目安等を記載。

<5章のポイント>

- 途上国支援について、「攻めの地球温暖化外交戦略」の内容を中心に記載。

4章(将来予測)

<エネルギー起源CO2>

- 最終エネルギー消費を基準年比4,400万kL削減する省エネ
(現時点でも世界最高水準のエネルギー効率を更に20%改善する世界最高水準の省エネ努力の実施)

<非エネルギー起源CO2>

- 基準年比12.5%減の水準にすることを目標

<メタン>

- 基準年比21.7%減の水準にすることを目標

<一酸化二窒素>

- 基準年比8.3%減の水準にすることを目標

<代替フロン等4ガス>

- 基準年比109.1%増の水準にすることを目標
(フロン法改正による効果は含まず)

5章(途上国への資金・技術・能力開発支援の提供)

<資金>

- 「攻めの地球温暖化外交戦略」に基づき、各国及び様々なステークホルダーとの「連携(パートナーシップ)」強化の観点から、2013～2015年の3年間に計1兆6,000億円の支援を行う

<技術開発及び移転>

- 「攻めの地球温暖化外交戦略」に基づき、「環境エネルギー技術の開発(イノベーション)」及び「国際的な普及(アプリケーション)」の先頭に立ち、世界全体の気候変動問題の解決に貢献
- 二国間クレジット制度(JCM)の構築を推進、当時8カ国の署名国を、今後3年間で16カ国に増やすことを目指し、協議の加速、プロジェクトの形成を支援

<能力開発>

- 我が国の低炭素技術やノウハウ、経験等を活用し、様々なプログラムを通じて、途上国の能力開発支援を積極的に推進

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)

IPCCの概要

- ◆ 国連環境計画(UNEP)・世界気象機関(WMO)により1988年設置された政府機関
- ◆ 世界の政策決定者に対し、世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援

IPCCの組織

IPCC総会

第1作業部会(WG1):科学的根拠
気候システム及び気候変動について評価

第2作業部会(WG2):影響・適応・脆弱性
生態系、社会・経済等の各分野における影響及び適応策について評価

第3作業部会(WG3):緩和策
気候変動に対する対策(緩和策)について評価

インベントリー・タスクフォース
各国における温室効果ガス排出量・吸収量の目録に関する計画の運営委員会

第5次評価報告書作成スケジュール

2013年9月27日
第36回総会(スウェーデン)で承認済

2014年3月31日
第38回総会(横浜開催)で承認済

2014年4月13日
第39回総会(ドイツ)で承認済



【統合報告書】 2014年10月
第40回総会(デンマーク)で承認予定

IPCC第5次評価報告書の構成①

第1作業部会(自然科学的根拠)

- 気候システムの観測された変化
 - ◆ 大気
 - ◆ 海洋
 - ◆ 雪氷圏
 - ◆ 海面水位
 - ◆ 炭素とその他の生物地球化学循環
- 気候変動をもたらす要因
- 気候システム及びその近年の変化についての理解
 - ◆ 気候モデルの評価
 - ◆ 気候モデルの応答の定量化
 - ◆ 気候変動の検出と原因特定
- 将来の世界及び地域における気候変動
 - ◆ 大気: 気温
 - ◆ 大気: 水循環
 - ◆ 大気: 大気質
 - ◆ 海洋
 - ◆ 雪氷圏
 - ◆ 海面水位
 - ◆ 炭素とその他の生物地球化学循環
 - ◆ 気候の安定化、気候変動の不可避性と、気候変動の不可逆性

IPCC第5次評価報告書の構成②

第2作業部会(影響・適応・脆弱性)

- 複雑かつ変化しつつある世界において観測されている影響、脆弱性及び適応
 - ◆ 観測されている影響、脆弱性、及び曝露
 - ◆ 適応経験
 - ◆ 意思決定の文脈
- 将来のリスクと適応の機会
 - ◆ 複数の分野や地域に及ぶ主要リスク
 - ◆ 分野ごとのリスク及び適応の可能性
 - 淡水資源
 - 陸域及び淡水生態系
 - 沿岸システム及び低平地
 - 海のシステム
 - 食料安全保障及び食料生産システム
 - 都市域
 - 農山漁村域
 - 主要な経済部門及びサービス
 - 人間の健康
 - 人間の安全保障
 - 生計及び貧困
 - ◆ 地域ごとの主要リスク及び適応の可能性
- 将来のリスクの管理とレジリエンスの構築
 - ◆ 効果的な適応のための原則
 - ◆ 気候に対してレジリエントな経路と変革

IPCC第5次評価報告書の構成③

第3作業部会(気候変動の緩和)

- 気候変動の緩和のアプローチ
- 温室効果ガスのストックとフロー及びその排出要因のトレンド
- 持続可能な開発を背景とした緩和への経路及び緩和策
 - ◆ 長期的な緩和経路
 - ◆ 部門別緩和経路及び部門横断型緩和経路並びにその対策
 - 部門横断型緩和経路と対策
 - エネルギー供給
 - エネルギー最終消費部門
 - 輸送部門
 - 建築部門
 - 産業部門
 - 農林業・土地利用(AFOLU)
 - 人間居住、インフラ、空間計画
- 緩和政策及び制度
 - ◆ 部門別政策、国家政策
 - ◆ 国際協力

日米共同声明

(平成26年4月25日)(気候変動関連部分・仮訳)

日米両国は、エネルギー安全保障が繁栄と安定にとって死活的に重要であることを認識する。双方は、追加的なグローバルな供給は日本や他の戦略的パートナーの利益となることから、米国からの液化天然ガス(LNG)の輸出の将来的な見通しを歓迎した。米国は、包括的、平和的かつ安全な原子力の利用及び再生可能エネルギーの導入の加速を含む日本の新しいエネルギー基本計画を歓迎した。日米両国は、企業間の協力の促進や民生用原子力の協力の深化によるものを含め、クリーン・エネルギーの開発を促進するために共に取り組んでいる。これらの取組は、グローバルな気候変動という喫緊の課題に対処するためのより幅広い取組の一環である。日米両国は、国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)で採択された決定に基づき、2015年12月にパリで開催されるCOP21において、気候変動枠組条約の下で全ての締約国に適用される議定書、法的文書又は法的効力を有する合意成果の採択を促進するため、自主的に決定する2020年以降の力強い約束を提示する計画である。日米両国は、温室効果ガス排出削減を促すための補足的なイニシアティブに関し、引き続き他国と共に取り組んでいく。

日英共同声明

(平成26年5月1日)(気候変動関連部分・仮訳)

我々は、気候変動は世界経済に大きな脅威を及ぼし、国際的なフォーラムにおける強力な、調整された行動が必要であることを確認し、また、原子力は、低炭素、受容可能な価格及び安全なエネルギー・ミックスの達成において非常に重要な役割を果たしていくことを信じる。我々は、世界の気温の上昇を摂氏2度以下に抑えるという観点から、世界の温室効果ガス排出量の大幅な削減が求められていることを理解する。この目的のため、日英両国は、世界全体での排出を2050年までに50%削減するという目標の一部として、他の先進諸国と共に合計80%あるいはそれ以上排出を削減するという長期的な目標を再確認する。我々は、温室効果ガスの排出を決定的に削減する唯一の信頼性のある方法は、2015年のパリにおける第21回締約国会議において、気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)の下で合意される、全ての締約国に適用される新たな野心的な世界的取極めであって、多国間のルールに基づくレジームを強化するものを通じてであると信じる。我々は、例えば9月の国連事務総長による首脳会合の場で、また、排出を削減するための強化された国内的・国際的行動を通じて、必要なリーダーシップを示す用意がある。我々は、COP21に十分先んじて、また、もし準備ができれば2015年第一四半期までに、そうするよう招請したCOP19における決定に基づき、我々が自主的に決定する約束草案を準備し、示していく。我々の気候変動及びエネルギーに関する別個の共同声明は、これらの分野のいくつかにおいて、我々がどのように協力していくかを示している。

日仏共同プレスリリース

(平成26年5月5日)(気候変動関連部分・仮訳)

2. 課題を機会に変える: 成長、イノベーション及び雇用のための両国経済の連携

(16) 両国は、フランス共和国が2015年に開催する国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、主要排出国を含む全ての国に適用される国際的な合意が採択されるよう、積極的に協力していくことを再確認する。また、両国は、科学に沿った形で、産業化以前の水準と比べて、世界全体の気温上昇を摂氏2度より下に効果的にとどめるための両国の役割を果たすとの視点に立って、気候変動に対処する取組を継続する。両国は、各国が緩和を中心とした約束草案をCOP21に十分に先立って、準備のできる国は2015年第一四半期までに、提示することを招請するCOP19決定の重要性を認識する。両国は、気候を議題に組み込み、G20、OECD、MEF等の国連気候変動枠組条約と並ぶ枠組みにおける取組を継続する。両国は、気候変動対策のために官民の資金を動員し続ける必要性を確認する。この文脈で、両国は、地球環境ファシリティ(GEF)、気候投資基金(CIF)、緑の気候基金(GCF)の重要性を強調する。両国は、2014年9月23日にニューヨークで開催される気候に関する国際連合事務総長の首脳会議を歓迎する。フランス共和国はイノベーションを通じた気候変動問題の解決に向けて2014年10月に日本が主催するInnovation for Cool Earth Forum(ICEF)の開催を歓迎する。

両国は、持続可能な都市開発を含む気候変動対策における協力等を中心としたJICAとフランス共和国開発庁(AFD)の対話・連携の更なる強化を歓迎する。

両国は、ベトナムにおける気候変動対策支援プログラム(協調融資)の実施及びより一般的に、アジア、取り分け都市部における低炭素開発を目指す計画における協同の決意を確認した。また、両国は、太平洋諸国等における脆弱国に対する協同の必要性を確認した。

OECD閣僚理事会「気候変動に関する2014年閣僚声明」 (平成26年5月6日)(仮訳)

気候変動は、重大かつ喫緊の課題で、「しなやかで強靱(レジリエント)な経済と包摂的社会」という我々の目標を達成する上で潜在的に不可逆の脅威であり、断固かつ一貫した対応をとることが求められている。それぞれの国の政策は、個々の国の状況を反映したものである必要があるが、我々は、全ての関連する分野にわたる横断的な政策調整が重要であることを認識する。

我々は、気候変動に関するOECDの取組を歓迎し、以下に取り組む共通の決意を確認する：

- 2015年にパリで開催される国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、2020年に発効し、実施に移される、国連気候変動枠組条約の下で全ての締約国に適用される議定書、法的文書又は法的拘束力を持つ合意成果を採択する。また、COP21より十分に前に(準備ができる国は2015年第1四半期までに)、自主的に決定する約束草案を示す。
- 産業化以前の水準と比べて世界全体の気温の上昇を摂氏2度より下にとどめるために自らの役割を果たし、同時に、経済・金融危機からの回復を支援することを目的として、野心的で費用対効果の高い政策を追求できるようにするため、我々のこれまでの取組を強化するとともに、OECDのグリーン成長戦略を含むOECDの研究及び事実に基づく分析を活用する。そのために以下のようなことに取り組む。(中略)
- 2015年3月に開催される第3回国連防災世界会議の機会を含め、強化され、調整された政策・計画を通じ、気候変動に対するレジリエンスと適応力を強化するため一層の努力をする。
- 意味のある緩和のための行動や実施の透明性といった文脈において、途上国の要請に応えるため、代替の資金源を含め、官民及び二国間と多国間の幅広い資金源から、2020年までに年間1000億ドルを共同で動員するという先進国の目標を達成する。また、全ての国における温室効果ガス排出量の測定、報告、検証及びアカウンティングを改善するための我々の取組を強化する。国際的な気候資金の流れに関する報告を改善する。

COP20及びCOP21に向けて、全ての国々が、持続可能な低炭素かつ気候変動に対してレジリエントな経済への移行に成功するように、我々は、OECDに対し、国際エネルギー機関(IEA)、原子力機関(NEA)及び国際交通フォーラム(ITF)と協力して、国連気候変動枠組条約の下での交渉を引き続き支援するとともに、異なる分野における政策をいかにより良く調和させることができるかについて検討し、2015年OECD閣僚理事会に報告することを求める。

日EU定期首脳協議共同プレス声明 (平成26年5月7日)(気候変動関連部分・仮訳)

グローバルな課題

11 我々は、気候変動がもたらす問題の深刻さについて同意する。我々は、日EUが主導的な役割を果たす国々の中にあり、世界の平均気温の上昇を産業革命以前のレベルから摂氏二度以内におさえる軌道に世界を乗せるために世界の温室効果ガスの排出を削減する観点から、全ての締約国による緊急、大幅かつ持続的な温室効果ガスの削減が求められていることを認識する。また、我々は、約束された緩和行動と必要な世界的な野心レベルの間に重大なギャップがあることを認識する。それ故に、我々は、2015年にパリで開催される国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、気候変動枠組条約の下で全ての締約国に適用される、条約の目的を達成する観点から、多国間のルールに基づくレジームを強化する、野心的な議定書、法的文書又は法的効力を有する合意成果の採択に向けて協力することを決意する。我々は、9月の国連事務総長による国連気候首脳会合の場で、また実効的な国内的・国際的行動を通じた必要なリーダーシップを示す用意がある。我々はそれぞれの既存の約束を実施するとともに、自主的に決定する約束草案のための国内準備を行い、COP21に十分に先立って(準備のできる国は2015年第1四半期までに)、そうするよう招請したCOP19における決定に基づき、自主的に決定する約束草案を示す。そうすることで、我々は、新たな合意における適切な透明性と説明責任を果たすことを促進する。我々は、エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム、G20、モントリオール議定書、気候と大気浄化のコアリションの場においても国際協力を強化する。